

第60回足立区都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成29年12月14日(木)

午後1時52分開会

午後2時55分閉会

2. 場 所 足立区役所 災害対策本部室(特別会議室)(中央館8階)

3. 出席委員

(1) 委員現在数 19名

(2) 出席委員数 15名

長塩英治(会長)野澤太三(会長職務代理者)

松本 昭(委員)かねだ 正(委員)

長井まさのり(委員)古性重則(委員)

くぼた美幸(委員)戸谷恵美子(委員)

山崎 健(委員)浅香孝子(委員)

長谷川京子(委員)上野須美代(委員)

服部幸子(委員)廣瀬 均(委員)

松本啓太(委員)牧野 隆(臨時委員)

辻 誠治(臨時委員)

4. 出席専門委員

長谷川勝美 工藤 信 大山日出夫

土田浩己 佐々木 拓 服部 仁

5. 出席幹事

中村明慶 犬童 尚 會田康之

成井二三男

6. 出席説明者

白倉みどり推進課長

7. 事務局等出席者

依田 篠崎 國分 宇田川 多和田 大越 近藤

佐藤 長澤 菅原 佐野 傳田 山下 橋爪 太田

堀 池田 中村

8. 傍聴者 なし

9. 議 事

(1) 審議事項2件

(2) 報告事項3件

10. 議 題

第1号議案 江北地区関連

1-1 東京都市計画地区計画江北三・四丁目地区
地区計画の変更(足立区決定)について

1-2 東京都市計画公園の変更(足立区決定)に
ついて

第2号議案 東京都市計画生産緑地地区の変更(足
立区決定)について

11. 報 告

1) 産業廃棄物処理施設の位置の許可について

2) 一般廃棄物処理施設の位置の許可について

3) 足立区地区環境整備計画改定について

その他

1) 次回の開催日日程等

12. 議事の経過

以下のとおり

本議事録は、事実と相違ないことを証し、ここに署名
します。

平成 年 月 日

議事録署名人

会 長

委 員

宇田川都市計画係長 皆さん、こんにちは。定刻
前でございますが、皆様お集まりでございますので、
開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、第60回足立区都市計画審
議会にご出席いただきまして、まことにありがとう
ございます。

私、本日、司会を務めます都市計画係長の宇田川
と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば、都市計画課長の大竹が司会を務め
るところでございますが、都合により本日は欠席さ
せていただいております。何とぞよろしくお願いいたします

たします。

最初に、本審議会の情報公開についてご説明いたします。

本審議会は公開を原則としております。このため、会議記録につきましては、区ホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音させていただきますので、ご了承お願いいたします。

それでは、ただいまから議案審議を始めさせていただきます。

議事の進行につきましては、長塩会長にお願いいたします。

長塩会長 それでは、都市計画審議会の議事を進めてまいります。

まず初めに、事務局から本日の資料と議案について説明願います。

宇田川都市計画係長 それでは、皆様にお配りしました資料と審議会議案の確認をさせていただきます。

まず、次第をご覧ください。

本日の議事でございますが、議案が2件、報告事項が3件でございます。

まず、議案でございますが、第1号議案、「江北地区関連」、第2号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」でございます。

続きまして、報告事項でございます。報告事項1、「産業廃棄物処理施設の位置の許可について」、報告事項2、「一般廃棄物処理施設の位置の許可について」、報告事項3、「足立区地区環境整備計画改定について」でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の席上配付資料といたしまして、座席表がA4一枚、第1号議案、「1-1東京都市計画地区計画江北三・四丁目地区地区計画の変更（足立区決定）について」の議案書A4一つづりと議案説明資料A4一つづりでございます。報告説明資料3、A4一枚を配付させていただいております。

次に、事前に配付しております資料に一部誤りがございました。正しい内容に修正を行っておりますので、大変申し訳ありませんが、お手数ではございますが、差し替えのほどよろしく願いいたします。

また、事前に配付している資料についての確認でございます。次第のほか、委員等名簿、次に「第60回足立区都市計画審議会（平成29年12月）議案書」とある白い資料の議案書一つづりでございます。次に、「第60回足立区都市計画審議会（平成29年12月）議案説明資料」とある黄緑色の資料一つづり。次に、「第60回足立区都市計画審議会（平成29年12月）報告説明資料」とあります水色の表紙の資料でございます。次に、右上に「報告説明資料1 別添資料」とあります「廃棄物の種類と概要」の一つづりでございます。

以上が本日の資料となっております。不足している資料がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

このほか参考資料として、足立区基本計画、足立区都市計画図 及び を会場内に用意してございますので、必要なものがございましたら、事務局へお知らせいただきたいと思います。

次に、表紙が白色の議案書と表紙が黄緑色の議案説明資料の関係についてでございます。

議案書は都市計画を決定する際の計画図書でございます。この計画図書は様式が決まっております、内容が非常に難しいため、議案書を補足説明するために議案説明資料を作成しているところでございます。こちらで詳しく説明してまいります。

次に、モニター、マイクの使い方でございます。

本日の説明は、正面のモニターを使ってご説明いたしますので、説明の際はモニターをご覧くださいと思います。また、お手元の資料につきましては、正面のモニターが見つらい場合に、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のお席のマイクの使い方でございますが、ご発言の際はスイッチを入れていただきます

て、終わりましたらスイッチを切っていただきたい
と思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

長塩会長 それでは、審議に入る前に、委員の出
席状況を事務局から報告してください。

宇田川都市計画係長 本日は、根上委員、柴委員、
横村委員、茂木委員の4名が欠席ということで連絡
をいただいております。定数19名のところ、本日は
15名のご出席をいただいておりますので過半数
の出席となり、審議会が有効に成立することをご報
告申し上げます。

長塩会長 本日の議事録署名人は、私と野澤委員
さんが務めますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、「江北地区関連」の審議を行います。
1-1については會田まちづくり課長から、1-2
については白倉みどり推進課長から説明願います。

會田幹事 まちづくり課長の會田でございます。
どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第1号議案、「江北地区関連」でござ
います。

最初に、本日、机上に配付させていただきました
差し替え資料について、ご説明いたします。

地区計画の計画図の中で、今回、地区計画を変更
しない箇所の区域線が一部正確でないところなどが
ありまして、修正いたしました。第1号議案の1-
1につきまして、議案書、議案説明資料ともに、一
式差し替えさせていただきます。大変申し訳ござい
ません。

それでは、私からは、1-1、東京都市計画地区
計画江北三・四丁目地区地区計画の変更（足立区決
定）について、ご説明いたします。その後、引き続
きまして、みどり推進課長の白倉より、1-2、東
京都市計画公園の変更について、説明させていただきます。

前方の画面またはお手元の資料では、当日差し替
え版の議案書1ページをご覧ください。基本的には

前方の画面でご説明させていただきます。先に議案
書の記載内容をご紹介します。その後、議案説明資料に
基づきご説明いたします。

初めに、1-1、東京都市計画地区計画江北三・
四丁目地区地区計画の変更（足立区決定）について、
上記の議案を提出いたします。平成29年12月1
4日。提出者は足立区長、近藤弥生です。

提案理由は、東京都市計画地区計画江北三・四丁
目地区地区計画を変更するに当たり、都市計画法
（昭和43年法律第100号）第21条第2項にお
いて準用する同法第19条第1項の規定に基づき、
足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため
でございます。

続きまして、都市計画の案の理由書です。議案書
では2ページとなります。

1の種類・名称は記載のとおりでございます。

2の理由につきましても、後ほど議案説明資料で
ご説明いたします。

続いて、計画書でございます。3ページから9ペ
ージとなっております。

続いて、計画書の変更概要でございます。10ペ
ージから15ページとなっております。

続いて、総括図でございます。16ページでござ
います。

最後に、計画図でございます。17ページから2
0ページでございます。

それでは、ここからは議案説明資料に沿ってご説
明いたします。前方の画面またはお手元の資料では、
当日差し替え版の第1号議案説明資料の1ページを
ご覧ください。

第1号議案、「江北地区関連」の地区や公園の位
置を示しております。

江北三・四丁目地区は、北側には環状7号線が、
東側には日暮里・舎人線及び放射11号線が、地区
中央には補助251号線が整備された交通利便性の
高い地区でございます。

今回、地区計画の具体的な内容変更があるのは、

団地建替えに伴う創出用地になっております補助251号線より東側の部分になります。

また、江北平成公園は、江北三・四丁目地区内にある都市計画公園で、未整備区域を都市計画公園から外すことにより、面積が約2.2ヘクタールから約2.0ヘクタールに減少いたします。

上沼田東公園は、西新井大師西駅の西側にあります都市計画公園で、駅に近い一部区域を都市計画公園から外すとともに、西側に広げることにより、面積が約1.65ヘクタールから約2.1ヘクタールに増加いたします。

それでは、江北三・四丁目地区地区計画の変更について、詳しくご説明いたします。

1、趣旨及び目的でございます。議案説明資料の2ページでございます。

本地区では、平成19年に都営上沼田アパートの一団地の住宅施設を廃止し、質の高い住宅の供給と緑豊かな市街地形成のため、江北三・四丁目地区地区計画が策定されました。

一方、本地区周辺は、足立区都市計画マスタープランにおいて主要な地域拠点として位置づけられ、交通利便性を活かし、魅力や活力を創出する施設を誘導するとされております。

こうした状況を踏まえ、都営住宅建替えの創出用地に医療福祉施設や公共公益施設を誘導し、新たな魅力を創出するとともに、緑豊かな市街地の形成を目指すために、江北三・四丁目地区地区計画の変更を行いたいと考えております。

続きまして、2、変更概要です。資料は3ページとなります。変更前と変更後の内容を比べております。地区計画の目標の欄をご覧ください。

当初は、団地の建替えにより創出される用地に、民間の共同住宅が建てられることを想定した内容になっておりました。今回、医療福祉施設や公共公益施設の立地を想定した内容に変更します。

今、説明しているのは3ページでございます。当日差し替え版をご覧ください。文章自体に変更等は

特にございませんが、図面が一部違いますので、差し替え版をご覧ください。

以下、各事項の変更点の概要につきましては、こちらの表のとおりとなります。図とあわせて具体的に説明いたします。

地区区分と土地利用の方針の変更です。4ページになります。

住宅地区Cでありました区域及び公園地区の一部について、南側を医療福祉施設地区に、北側を公共公益施設地区に変更いたします。

それぞれの地区の土地利用の方針は、地区の主たる用途の整備とともに、防災性や緑豊かな環境を備えたまちを目指すというものに変更しております。

続いて、地区施設の変更です。資料は5ページになります。

新たに緑道を地区施設として定めます。幅員は4メートルまたは5メートルです。歩道状空地については、当初の地区計画の幅員2.0メートルから2.5メートルに広げます。さらに、公共公益施設地区の北東角には、新たに小公園を設けるように変更いたします。

このほか、当初の地区計画で地区施設として定めていた内容のうち、現在整備が完了しているものは「既存」という表記に変更いたします。

続いて、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、緑化率の最低限度についてでございます。資料は6ページになります。

医療福祉施設地区では、建てられる建築物を病院関連の施設に限定いたします。

公共公益施設地区では、住宅や風俗営業を営む建築物など、明らかに公共公益施設とは異なる建築物は建てられないといたします。

また、変更前は共同住宅の立地を誘導するために敷地面積の最低限度を定めておりましたが、医療福祉施設や公共公益施設を想定するに当たっては、その必要性がないため、これを削除いたします。

緑化率の最低限度は、変更前の20%から、医療

福祉施設地区において25%に変更いたします。公共公益施設地区では20%で変更はありません。

これは、医療福祉施設地区は、もともと一部を公園にする計画であったため、利用の計画が変わっても緑が確保されるよう、緑化率の最低限度を5%上げるというものでございます。

最後に、壁面の位置の制限についてでございます。資料は7ページとなります。

歩道状空地や緑道に計画にあわせて、壁面の位置の制限を境界線から2.5メートルまたは4メートルに変更いたします。

以上が、1-1、東京都市計画地区計画江北三・四丁目地区地区計画の変更内容となります。

白倉みどり推進課長 みどり推進課長の白倉でございます。第1号議案「江北地区関連」、1-2、東京都市計画公園の変更（足立区決定）について、ご説明いたします。

それでは、前方の画面またはお手元の資料では表紙が白色の議案書21ページをご覧ください。基本的には前方の画面でご説明させていただきます。議案書、議案説明資料の順でご説明いたします。

第1号議案、「江北地区関連」、1-2、東京都市計画公園の変更（足立区決定）について、上記の議案を提出いたします。平成29年12月14日。提出者は足立区長、近藤弥生です。

提案理由は、東京都市計画公園の内容を変更するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続きまして、都市計画の案の理由書です。お手元の資料、議案書では22ページをご覧ください。都市計画の案の理由書でございます。

1の種類・名称は、東京都市計画公園第3・3・110号、江北平成公園、都市計画公園第3・3・126号、上沼田東公園となります。

2の理由につきましては、後ほど議案説明資料に

よりご説明いたします。

続いて、計画書でございます。お手元の資料では23ページになります。

続いて、新旧対照表、変更概要、24ページになります。

続いて、総括図、25ページになります。

続いて、江北平成公園の計画図、26ページになります。

最後に、上沼田東公園の計画図、27ページになります。

ここからは議案説明資料に沿って説明いたします。前方の画面または表紙が黄緑色の議案説明資料の9ページ、第1号議案、1-2の説明資料をご覧ください。

1の趣旨及び目的でございます。

(1)の江北平成公園につきましては、1-1で説明いたしました地区計画の変更とあわせまして、江北平成公園の一部を都市計画変更するものでございます。

(2)の上沼田東公園に関する内容です。上沼田東公園のある地域は、日暮里・舎人線の利用者増加により、西新井大師西駅周辺でまちづくりの機運が高まっている地域でございます。

このような中で、公園を広げることは、緑の連続性の確保、地域交流ができる広場整備、運動施設の更新などの公園機能の向上、さらに駅に近い区域を公園から外し、駅周辺の都市機能を充実させる目的から都市計画変更をするものです。

これら2つの公園の区域変更を同時に行うことで、区内にある都市計画公園の全体面積を0.25ヘクタール増加する計画としております。

続きまして、2の変更概要でございます。お手元の資料で10ページになります。

まず、江北平成公園の変更概要です。位置、区域及び面積を記載のとおり変更しております。変更する箇所は、前方画面で黄色に塗られた部分が公園から外す区域となり、面積は約2.2ヘクタールから

約2.0ヘクタールとなります。

続きまして、上沼田東公園の変更概要でございます。お手元の資料では11ページになります。

種別、名称、位置、区域及び面積を記載のとおり変更しております。変更する箇所は、前方画面で赤色で塗られた部分が旧小学校区域となり、公園を広げる区域として今回追加します。さらに、放射11号沿いの黄色で塗られた部分を公園区域から外します。そのため面積が約1.65ヘクタールから約2.1ヘクタールとなり、公園種別を街区公園から近隣公園、公園番号を表記のとおり近隣公園の番号へ変更します。

最後に、3の都市計画手続きの経緯と今後の変更でございます。お手元の資料では12ページになります。先ほど1-1で説明しました地区計画の変更につきましても、あわせて説明します。

平成29年7月11日、第58回足立区都市計画審議会にご報告しております。9月20日に都市計画法第16条に基づく地区計画の原案説明会及び江北平成公園の説明会を開催しました。その後、都市計画原案の公告・縦覧を行っております。意見書の提出はございませんでした。さらに、10月4日に上沼田東公園の説明会を開催しております。また、地区計画、都市計画公園の変更について、東京都知事より協議の回答があり、11月6日、8日に双方「意見なし」との回答をいただいております。11月20日から12月4日に都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

本日の第60回都市計画審議会にてご審議いただき、12月中旬に都市計画変更の決定・告示をする予定でございます。

以上で、第1号議案、「江北地区関連」の説明を終わります。

長塩会長 ご苦労さまでした。それでは、第1号議案の審議をいたします。発言に当たりましては、その都度、職名もしくは氏名を名乗られてからお願いいたします。

本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。廣瀬委員。

廣瀬委員 区民の廣瀬です。議案第1号の1-1ですが、小公園、740平米新たに設けるようなのですが、隣に公園地区がありますよね。これとの絡みでこの位置にあるのでしょうかけれども、740平米の小公園を設ける理由というのはどういうことなのでしょうか。

長塩会長 まちづくり課長。

會田幹事 今回、医療福祉施設地区にかえる部分に、当初公園が指定されてございました。この機能を廃止しますので、そのかわりに緑をふやすということも含めまして、また、北側にある公園、こちらと一体的に公園利用もできますので、こちらの部分に位置を決めさせていただいて、740平米ということによって位置を設定させていただきました。

長塩会長 いいですか。

廣瀬委員 ありがとうございます。

長塩会長 他に。長井委員。

長井委員 副議長の長井です。短めに質問させていただきます。

1-1で建築制限の変更後、それぞれの区分に対して用途制限をかけて、緑化率も25%にふやした地区もありますけれども、この上沼田第四公園、議会の中でも視察に伺ったりとかした経緯がありますけれども、たしか大きな保存すべき樹木があったかと思えます。緑の継承であったりとか緑の連続性という点において、どういう計画になっていくのか。それについて、ちょっと教えていただきたいと思えます。

長塩会長 みどり推進課長。

白倉みどり推進課長 上沼田第四公園は今回の計画にありまして、既存樹を残して公園が廃止になりました。その樹木につきましては、西側に5メートルの緑道が残りますので、そちらに樹木を残していきたいというふうに考えております。

長塩会長 長井委員。

長井委員 わかりました。江北緑道というのがあって、既存の樹木が非常に多い地域であったかと思えますので、また、今後、医療福祉施設にさまざま区として要望していくこともあるのかなと思いますけれども、この緑化率の25%増加ということについて、福祉施設への要望ということについてはいかがですか。

長塩会長 政策経営部長。

工藤専門委員 現在、その医療施設のほうに、ちょうど左の角の上のところに立派な樹木がございますので、そこは可能な限り残していただくようなことで要望しているところでございます。

長井委員 わかりました。

もう1点は1-2についてなのですが、上沼田東公園、先ほど追加部分と削除部分というご説明がありましたけれども、この削除する意図について、また跡地の活用についてはどのように考えているのでしょうか。

長塩会長 みどり推進課長。

臼倉みどり推進課長 今回、放射11号側につきまして削除部分となっております。こちらについては、建蔽、容積とも高く、将来性が高いというふうに考えております。赤い部分につきましては校舎がございまして、杭の関係ですとか高圧線の関係、そういったことで削除部分のほうが活用が高いということで、今回、公園から外しまして、公園と一体的に活用できるような施設を誘致したいというふうに考えております。

長井委員 将来的にということで、(2)上沼田東公園の一番下のところに、駅周辺の都市機能を充実させるため、上沼田東公園を変更すると。将来的に、具体的に言うとどんな、公共的なものであったりとか、考えていらっしゃるのでしょうか。

長塩会長 政策経営部長。

工藤専門委員 まだ具体的に何ということはお考えしておりませんが、あの部分は駅に近いですし、それから大きい通り沿いですから、地域の活性化の

ためには、とても重要な場所かなというふうに考えています。そういった意味で、公共なのか、あるいは公益的なものなのか、民間活用も含めて、今ちょうど江北のエリアデザインの計画を進めておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

長井委員 わかりました。協創の視点をしっかり取り入れた魅力的なまちづくりとしていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。以上です。

長塩会長 くぼた委員。

くぼた委員 区議会のくぼたです。私も短めに質問させていただきますが、いわゆる医療福祉施設地区の周辺の道路を拡幅という話なのだろうと理解いたしております。現状は、おしべ通りというのは広い道路だと。けれども、コの字というのかな、その周辺は非常に今、あそこの敷地へ行くと、狭い区道になっております。現状のこの区道を活かしてさらに広げるのか、手法としてはどのような手法をお考えなのか、その辺だけちょっと確認したいと思います。

長塩会長 まちづくり課長。

會田幹事 今、グレーのところは区道がございまして。約6メートルぐらいの道路が周りにあるのですが、こちらについては、その道路は道路で活かしながら、医療福祉施設地区の中に歩道空間2.5メートル設けさせていただいて、安全な歩行空間を確保するという予定でございまして。

くぼた委員 そうすると、今の区道は区道のまま幅員は活かして、さらにその医療施設の中を全体的にセットバックするような形というふうな認識になるかと思いますが、その道路が広がるということは、それはそれでいいのですが、今この地域の方からいろいろご意見をいただいているのは、いわゆる救急車の入り口なのですね。

おしべ通りのほうは広いのですが、今広がっているコの字のほうを広くすると、救急車も非常に入りやすくなるかと。そうなった場合に、

例えば江北駅のほうから狭い区道の中をずっと入ってくると、住宅街の中を救急車が入ってくるとなると、サイレンの音は消すにしても、ちょっといかなのかなというご意見も幾人の方々からいただいているのですけれども、その辺のところは今のようになっているのか、もしお答えできることがあれば教えてほしいと思います。

長塩会長 政策経営部長。

工藤専門委員 まだ現在、建物配置がはっきりと決まっていない状況でございます。ただ、基本は左側のおしべ通りのほうから入るような形で検討していただきたいということで、江北駅からのコースは生活道路を通りますので、基本は西側のおしべ通りのところから。ただ、全体の道路の使い方についても、駐車場等の出入りについても、今検討中でございまして、もうしばらくお待ちいただくことになると思います。

くぼた委員 今、政策経営部長から答弁があったように、生活空間の中を救急車が何台も入ってくるというのは、ちょっとおつらい方もいらっしゃるのでは、その辺の区民の要望をぜひ病院側にも伝えていただければと思いますので、よろしく願います。

長塩会長 要望でございます。要望はなるべく後にしてもらって、質問だけにしてください。廣瀬委員。

廣瀬委員 今のに絡んでなのですが、医療施設が移ってくるとなると、当然、江北の駅から来られる方が多くなるのではないかとと思うのですね、徒歩とか。荒川区のほうから来られる方が多くなるかと思うのです。その場合に裏側になるわけですね。この医療施設の取り付け道路とか、そういったことについて、今後、区のほうで整備するとか、そういうお考えはあるのでしょうか。

長塩会長 まちづくり課長。

會田幹事 委員がおっしゃるとおり、現在、江北駅から病院までのルートが、明確なまっすぐな道が

ございません。そこは我々も課題として認識しておりますので、わかりやすい、安全でかつバリアフリーに配慮した道路、それをどのように整備していくか、今、検討しているところでございます。

長塩会長 いいですか。浅香委員。

浅香委員 1 - 2の問題なのですが、先ほど工藤専門委員からお話がありましたように、ここは日暮里・舎人ライナーに沿っての大変貴重な場所だというふうに私も理解しております。

ですからできるだけ、簡単なものを簡単につくるのではなくて、この跡地をいかに利用するかということは大変重要な問題でございますので、どうか慎重に考えて、何十年先も考えて、しっかりした意見がまとまってから次をどうしたらいいかということをご検討いただきたいと思います。

あと、もう1点。この医療問題の件ですが、その前に今おしべ通りという名前がたくさん出てまいりましたが、このおしべ通りという名前も、もしできましたら、病院ができるころには、病院がここにあるというわかりやすい道路の名前をつけたいかとかというふうに思います。地元の人でも、ここがなぜおしべ通りなのかということは不明に思っている方がたくさんいらっしゃいます。多分、足立区民から公募してつけた名前なのではございますが、なぜここがおしべ通りなのかということは、大変納得のいかないところも多々ありますので、今度このように大きな病院ができるということが明示できるような名前も考えたほうがよいのではないかとこのように思っております。以上です。

長塩会長 都市建設部長。

大山専門委員 おしべ通りについては、公募でということで決めさせていただいておりますけれども、今後こういう形で病院が来るという大きな転換期になりますので、名称については引き続き内部で検討させていただきたいと思っております。

長塩会長 他にございますか。

長井委員 短めに1点だけ。今のに関連してなの

ですけれども、通りの名前がありました、日舎ライナーの駅も一番近いのは江北駅ということになるかと思えます。そうした駅名も、さまざま広く意見をお聞きしながら、駅名の名称の変更についても、また検討していくべきではないかなと思えます。

長塩会長 都市建設部長。

大山専門委員 やはりわかりやすいというのが一番だと思います。日舎ライナーについては東京都交通局のほうに、そのほかの課題も含めて、さまざま要望してまいりたいというふうに思います。

長塩会長 いいですか。なるべく質疑に集中していただいて、要望は、特に議員の方はそういう機会もあるのですから、なるべくご協力をいただきます。ほかになければ採決いたします。

本案につきましては、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長塩会長 それでは、第1号議案は異議のないものと決定いたします。

続きまして、第2号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)について」の審議を行います。宇田川都市計画係長から説明願います。

宇田川都市計画係長 それでは私からは、第2号議案を説明させていただきます。前方の画面をご覧ください。お手元の資料では、議案書の29ページになります。

第2号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)について」。上記の議案を提出いたします。平成29年12月14日。提出者は足立区長、近藤弥生です。

提案理由でございます。東京都市計画生産緑地地区を変更するに当たり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため提案するものでございます。

30ページでは、都市計画の案の理由書を記載し

ております。

1の種別・名称は記載のとおりでございます。

2、理由でございます。農地は都市に食糧を供給するとともに、都市の少ない緑として区民に潤いを与えるだけでなく、都市の大切なオープンスペースとして、地震や火災から区民の命を守る貴重なまちの資源であり、農地の持つ環境保全や景観といった多面的な機能をまちづくりの資源として活かしていく必要があります。

このため、足立区都市計画マスタープランでは、農産物の生産機能のほか、防災や市街地の緑地、景観形成に寄与する機能を有し、まちのオープンスペースとして憩いや安らぎを与えるなど、地域に還元する多面的な役割を持っている都市農地を積極的に維持・保全していくために、生産緑地地区の指定を行うこととしております。

このたび新規指定申請がありましたので、生産緑地として4地区を追加いたします。また、買い取り申し出に伴う行為制限の解除、土地区画整理事業の実施による仮換地の指定などがあったため、生産緑地地区の削除及び変更を行うものでございます。

31ページ、32ページは計画書となっております。計画書の内容につきましては、後ほど議案説明資料におきまして説明いたします。

33ページは新旧対照表を示しております。一番下の変更概要でございますが、今回の変更によりまして212件、32.68ヘクタールから、209件、32.21ヘクタールとなっております。

続きまして、34ページは総括図、35ページから42ページが計画図となっております。

それでは、ここからは議案説資料でご説明いたします。前方の画面をご覧ください。お手元の黄緑色の表紙の議案説明資料では13ページとなっております。

1、趣旨及び目的につきましては、議案書の提案理由で説明いたしましたので、省略させていただきます。

2、平成29年度生産緑地地区の変更についてでございます。今回、削除を行う地区が9件でございます。削除の理由といたしましては、主たる従事者の死亡が7件、主たる従事者の故障が2件となっております。故障につきましては、農業ができなくなる怪我または病気を指しまして、医師の診断書をもとに区のほうで判断させていただいております。

14ページに移りまして、追加を行う地区が4件、これは新規申請によるものでございます。また、区画整理による変更を行う地区が3件でございます。

削除となる生産緑地地区9件につきましては、買い取りの申し出がなされ、1カ月間、区及び東京都に照会いたしましたがい取り希望がなく、その後2カ月、農業従事者にあっせんするも、所有権の移転がなされなかったために、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となりました。

その結果、生産緑地地区が全部または一部削除となります。

続きまして、15ページでございます。変更になる生産緑地地区の位置をプロットした図でございます。

次に、各地区の変更内容をご説明いたします。

まずは、削除する9地区でございます。

16ページ、地区番号20番につきましては、入谷二丁目、新砂子路橋通り東側ということでございます。

17ページ、地区番号90番、花畑二丁目、大鷲通り西側ということでございます。

続きまして、18ページ、地区番号132番、西新井六丁目、環七の北側に位置する場所でございます。

続きまして、19ページ、地区番号133番、同じく西新井六丁目、環七の北側の部分でございます。

20ページ、地区番号146番、平野三丁目、花畑大橋通りの西側でございます。

21ページ、地区番号155番、一ツ家二丁目、環七北通り沿いの北側でございます。

23ページ、地区番号250番、花畑二丁目、大鷲通り西側でございます。

24ページ、地区番号259番、入谷一丁目、日暮里・舎人線沿いの西側でございます。

以上でございます。

このうち20番また132番は、残りの耕作者が営農する分の農地を残しまして、一部削除でございます。

削除面積につきましては、合計で約9,570平方メートルとなります。

次に、25ページからは、新規による追加指定4地区のご紹介でございます。

25ページ、地区番号310番は本木二丁目、補助100号線の西側でございます。ジャガイモやサツマイモなどを育てている農地でございます。

26ページ、地区番号311番、こちらは江北五丁目、おしべ通りの東側でございます。環七の南側に位置します。こちらは菊の花を育てている農家でございます。

また、27ページ、地区番号312番、江北六丁目、こちらもおしべ通り東側で環七の北側に位置します。こちらは菊の花、またコマツナやネギなどを育てている農家でございます。

28ページ、地区番号313番、入谷三丁目でございます。こちらはカリフラワー、またブロッコリーなどを育てている農家でございます。

以上でございます。

このうち地区番号310番は、9月に制定された足立区生産緑地地区に定めることが区域の規模に関する条例で指定が可能となりました500平方メートル未満300平方メートル以上の農地ということなので、今回、300平方メートルの農地を指定させていただきました。

また、地区番号311番は、平成12年に一度生産緑地地区が指定されておりましたが、平成20年に故障を理由に農業ができなくなったため削除した地区でございます。その後、病気が改善いたしました。

て、故障前と同等の農業に従事できるようになったため再指定を行うものでございます。

追加面積は、合計で約4,670平方メートルでございます。

次に、29ページからは、土地区画整理事業により、仮換地による土地の移転が行われたため変更となった3地区でございます。

29ページ、地区番号167番、六町一丁目、綾瀬川の西側、環七北通りの南側でございます。

30ページ、地区番号270番、六町四丁目、つくばエクスプレス六町駅の東側でございます。

31ページ、地区番号297番、六町一丁目、六町駅の南側、環七北通り沿いの北側に位置する部分でございます。

以上でございます。

このうち、地区番号297番につきましては、昨年度、変更したところでございますが、生産緑地は隅切りのない整形の形状としたいという地権者の申し出で、区画整理上、仮換地を再指定したというようなことがございますので、これにあわせて今回都市計画を変更するというものでございます。

変更面積は、合計で約220平方メートルの増加となります。

続きまして、32ページでございます。3の生産緑地地区面積でございます。

記載のとおり、212件、32.68ヘクタールから、209件、32.21ヘクタールへと変更となります。

次に、4、都市計画手続きの経緯と今後の予定でございます。

前回の報告以降、東京都協議を行いまして、平成29年11月13日に東京都知事より、意見なしとの回答を得ております。本日、審議をいただき、12月中旬に都市計画決定・告示を行う予定でございます。

以上で第2号議案の説明を終わります。

長塩会長 ご苦労さまでした。それでは、第2号

議案の審議をいたします。本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。 ないようですので、採決します。

本案につきまして異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

長塩会長 それでは、第2号議案は異議のないものと決定いたします。

続きまして、報告に移ります。報告事項1、「産業廃棄物処理施設の位置の許可について」、報告事項2、「一般廃棄物処理施設の位置の許可について」、あわせて成井建築調整課長から説明願います。

成井幹事 建築調整課長の成井でございます。よろしくお願いたします。私からは、報告事項1、それから報告事項2をあわせてご説明させていただきます。

本件につきましては、来年の3月に予定しております第61回都市計画審議会におきまして上程させていただき予定の案件でございます。今回はその前段といたしまして、法の趣旨、仕組み、許可申請施設の概要等についてご説明させていただきます。

お手元の報告説明資料1、別添資料をお願いいたします。

廃棄物の種類と概要でございますが、廃棄物は大きく分けると、事業活動によるごみ、家庭のごみに分れます。家庭のごみは全て一般廃棄物となりますが、事業活動によるごみにつきましては、産業廃棄物とされるものと事業系一般廃棄物に分類されるものがあります。

これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、産業廃棄物につきましては、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、その他政令で定めるものとして限定されております。また、一般廃棄物につきましては、産業廃棄物以外のものとされております。

それでは、2ページをお願いいたします。建築基準法第51条ただし書きの許可についてでございます

す。

都市計画区域内におきましては、下表にありますように、(い)(ろ)(は)の建築物は、都市計画において、その位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならないとされており、(ろ)の施設につきましては、許可を行う特定行政庁である足立区が都市計画審議会の議を経まして、また(は)にあります施設につきましては、東京都になりますが、東京都の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、新築または増築をすることができるとされており。

実際の手続きの流れは、次のページになります。左側のピンク色の表が産業廃棄物の許可の流れでございます。今回の報告事項1が、この案件でございます。

東京都に申請された後、申請敷地のある足立区に意見照会がありまして、この意見について足立区の都市計画審議会にご審議いただいた上で、東京都に回答を行います。東京都は、この意見を踏まえて都の都市計画審議会に付議した後、許可というような流れでございます。

右側の青色の表でございますが、これは一般廃棄物の許可の流れでございます。報告事項2の案件は、こちらに該当いたします。

それでは次に、表紙が水色の報告説明資料をお願いいたします。

産業廃棄物処理施設の位置の許可について説明させていただきます。

趣旨及び目的でございますが、本件は、施設を更新するために、申請者が東京都に建築基準法第51条ただし書きの許可を求めます。

事業主体である要興業は、平成12年に既存建築物を購入いたしまして、東京都から建築基準法第51条ただし書きの許可を取得した上で開設し、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物の混合処理施設として稼働しております。

今回、許可を求める理由といたしましては、建築から40年以上が経過して、建物及び操業当初から使用しております破砕機などが老朽化しているということで、環境に即した建物、破砕機への更新を行うためでございます。

また、隣接する敷地を購入できたということで、屋外で行っていた作業を屋内で行い、今まで路上に滞留していた車両を敷地内に収容するなど、敷地周辺の環境に配慮した施設を目指すものでございます。

また、敷地内の適正な緑化、自主管理歩道、雨水流出抑制施設などの新設があります。地域の生活環境改善に努める計画となっております。

なお、破砕機の入れ替えを行いますが、平成12年に東京都から取得いたしました混合廃棄物処理施設、1日当たり40トンという許可の範囲内での更新でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。敷地の位置につきましては、堀之内一丁目14番15号で、用途地域は準工業地域になります。

地域地区、事業主体、施設内容等は記載のとおりでございます。

続きまして、3ページでございます。都市計画図の中に位置を記載しておりますが、左上にある赤い星印の位置がそうでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。本年10月から、関係町会、自治会への回覧板での周知、近隣住民への個別説明を行うとともに、「施設内容のお知らせ」の標識を現地に掲示いたしまして、11月20日には本件許可申請が東京都に提出されております。本日の審議会でご報告させていただいた後、次回の審議会にて、施設の搬出入ルートですとか生活環境影響調査等の詳しい結果をご報告させていただいて、議案として審議いただく予定でございます。

報告1は以上でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。報告説明資料2の「一般廃棄物処理施設の許可について」でございます。

まず初めに、趣旨及び目的でございます。今回の許可に係る施設につきましては2カ所でございます。同じ事業主であるので、一緒にご説明させていただきます。

事業主体である株式会社トベ商事は、区内7カ所で廃棄物処理施設を稼働しております。許可の対象である第2作業所は、平成19年から産業廃棄物の圧縮梱包・破碎処理、一般廃棄物の分別作業を営む施設として稼働しており、第8作業所につきましては、平成12年から産業廃棄物の圧縮梱包処理及び容器リサイクル協会の委託によりまして、廃棄物のペットボトルの破碎処理を営む施設として、建築基準法第51条ただし書きの許可の必要のない範囲で稼働しておりました。

このたび、足立区など区市町村の委託の一般廃棄物及び民間企業から排出される一般廃棄物処理を新たに受託するという計画でありまして、既存施設の処理能力の増強を行い、これによりまして建築基準法第51条ただし書きの許可を取得するというものでございます。

6ページをお願いいたします。第2作業所の位置でございますが、入谷八丁目13番地で、用途地域は準工業地域であります。

地域地区、事業主体、敷地面積、施設内容等は記載のとおりでございます。

イ)の処理内容・処理能力に関しましては、右側の計画欄にありますように、処理内容に一般廃棄物を加えて、機械を入れ替えるということで、一般廃棄物の処理能力が1日当たり5トンを超えるということから、許可が必要になるというものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。都市計画図の中に位置が示してありますが、足立区の北西、川口市との境という位置でございます。

次に、資料の8ページでございます。第8作業所の位置及び施設の概要でございますが、入谷九丁目4番5号で、用途地域は準工業地域でございます。

地域地区、事業主体、敷地面積、敷地内容等は記載のとおりでございます。

イ)の処理内容・処理能力に関しましては、右側の計画の欄にありますように、処理内容に一般廃棄物を加え、機械の新設や入れ替えにより、1日当たり5トンを超えるということで、許可が必要になるというものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページには位置を示しております。足立区の北西、毛長川の南側、県境のあたりでございます。

最後に、10ページでございます。経緯及び今後の予定についてをご覧ください。こちらは第2、第8作業所共通のものとなっております。本年11月より、必要な協議や生活環境影響調査等を実施し、関係町会、自治会長への計画説明、近隣住民への個別説明を行うとともに、10月には「施設内容のお知らせ」の標識を現地に掲示し、本計画の内容について地域でのご理解に努めてまいります。本日の審議会で報告させていただいた後、次回の審議会では、施設の搬出入ルートや生活環境影響調査等の詳しい結果をご報告させていただき、議案としてご審議いただく予定でございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

長塩会長 ご苦労さまでした。ただいま説明いただきました報告について、ご意見、ご質問があったらお願いします。

ないようですので、続きまして、報告事項3、「足立区地区環境整備計画改定について」、宇田川都市計画係長から説明願います。

宇田川都市計画係長 私からは、報告事項3、「足立区地区環境整備計画改定について」、説明させていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料の一部に誤記がございましたので、本日、席上に配付させていただきました。大変申し訳ございません。配付させていただきました資料でご説明させていただ

きます。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、今までの検討の経緯について、簡単にご説明させていただきます。

地区環境整備計画の改定につきましては、地区環境整備計画改定専門部会を設置させていただき、既に3回、部会を開催させていただいております。この中で具体的な検討を重ね、計画案を策定してまいりました。

続きまして、改定に伴うパブリックコメントの実施についてのご説明でございます。

第3回専門部会などを受けまして、11月16日から12月15日まで、パブリックコメントを実施しております。広報・ホームページ等で周知を図り、都市計画課窓口にて閲覧・配付を行ってきております。現時点では、1名から2件の意見をいただいている状況でございます。

最後でございますが、報告説明資料の裏面にございます経緯と今後の予定についてでございます。

今後、パブリックコメントの結果に基づきまして、第4回専門部会を開催し、内容について検討を重ねてまいりまして、今年度末に改定する予定でございます。

報告事項3の説明については以上でございます。ありがとうございました。

長塩会長 ただいま説明いただきました報告について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

なければ、これにて本日の議案審議は終了といたします。

これより会の進行を事務局にお願いします。

宇田川都市計画係長 長塩会長、議事進行ありがとうございました。

その他の事務連絡でございます。

本日、お車にてご来場いただいた委員の皆様につきましては、駐車券を配付しておりますので、事務局にお申し付けいただければと思います。

次回、第61回の足立区都市計画審議会でござ

ますが、3月7日を予定しております。よろしくお願いいたします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これにて第60回足立区都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は熱心なご審議を賜り、ありがとうございました。